

記入例

新たに住民税非課税等となる世帯に対する臨時給付金申請書（請求書）

支給市区町村（※R6. 6. 3時点の居住地）
東根市長 あて



2ページ目（ウラ面）の【誓約・同意事項】をすべて確認し、チェックしました。すべての内容に誓約・同意のうえ、申請します。

1 申請・請求者（世帯主）

（ふりがな） 氏名	生年月日	現住所
ひがしね たろう 東根 太郎	大正・ 昭和 ・平成・令和 50年11月 3日	東根市中央一丁目1番1号 電話番号 0237 - 42 - 1111

2 申請者が属する世帯の状況 ※令和6年6月3日時点の世帯のすべての構成員について記載

○令和6年1月1日時点の住所が東根市にない方は、令和6年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する、住民税課税状況を証明できる書類を添付してください（該当者全員の分）。添付がない場合、給付金を支給することができません。ただし、下記に該当者の「個人番号（マイナンバー）」の記載がある場合は、住民税課税状況を証明できる書類の添付を省略できます。

氏名	世帯主との続柄	個人番号(マイナンバー)	子ども加算 (H18.4.2以降生まれの場合○)	令和6年1月1日時点の住所 (現住所と異なる場合記入)	令和6年度 住民税課税状況
		生年月日			
1 申請者（世帯主）	本人				<input checked="" type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 均等割のみ課税 <input type="checkbox"/> 未申告
2 ひがしね はなこ 東根 花子	妻	明・大・ 昭和 ・平・令 52年 3月 5日			<input type="checkbox"/> 非課税 <input checked="" type="checkbox"/> 均等割のみ課税 <input type="checkbox"/> 未申告
3 ひがしね いちろう 東根 一郎	長男	明・大・ 昭和 ・平・令 21年 1月 1日	○		<input type="checkbox"/> 非課税 <input checked="" type="checkbox"/> 均等割のみ課税 <input type="checkbox"/> 未申告
4		今年1月2日以降に東根市に転入した方がいなければ、「個人番号（マイナンバー）」と「令和6年1月1日時点の住所」の記載は不要です。			↑「非課税」か「均等割のみ課税」のどちらかに✓が入ると考えられます。
5		明・大・昭和・平・令 年 月 日			<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 均等割のみ課税 <input type="checkbox"/> 未申告

- ※「個人番号（マイナンバー）」の欄は、令和6年1月1日時点の住所が東根市にある方は、記入不要です。
- ※ 給付金額は、**基本給付10万円/世帯+子ども加算5万円/人**です。（施設入所児童は子ども加算の対象外です）
- ※ 「子ども加算」の欄に該当する（○を記入する）児童は、申請者と生計を一にする児童のみとなります。
- ※ 次に該当する場合は別に申請が必要ですので、市役所 総合政策課 にご確認ください。

記入例の場合では、
基本給付 10万円+子ども加算 1人5万円 = 15万円となります。

3 振込（受取）口座 ※原則、1の申請・請求者名義の口座を記載してください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号（右づめ）	口座名義人(カタカナ) ※通帳の表記に合わせてください
●▲■ 銀行 農協 信組 金庫	○○ 本支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座	1 2 3 4 5 6	ヒガシネ タロウ
金融機関番号	店番号			
9999	123			

※ゆうちょ銀行の場合は「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。
 ※金融機関で口座が作れないなど、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、市役所 総合政策課 政策推進係（42-1111（内線3150、3151））にご相談ください。

4 代理人が手続きする場合

※代理人が手続きする場合は、以下に記入してください。

代理人氏名	東根 花子	生年月日	大・昭平・令 52年 3月 5日	世帯主との 関係	妻
代理人住所	東根市中央一丁目1番1号		電話番号	0237 - 42 - 1111	
上記の者を代理人と認め、新たに住民税非課税等となる世帯に対する臨時給付金の申請・受給を委任します。			世帯主 (委任者)	署名(又は記名押印) 東根 太郎	

※基準日に世帯主と同一の世帯に属する者や法定代理人等が、代理人として申請・受給が可能な者

↑署名(世帯主本人による手書き)であれば押印は不要です。

5 【誓約・同意事項】

※すべての項目を確認し、 にチェック(✓)してください。

以下のすべての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 新たに住民税非課税等となる世帯に対する臨時給付金(以下「給付金」という。)の支給要件(※)に該当します。
※ 給付金の支給対象となるには、以下ア～ウの要件をすべて満たすことが必要です。
ア 世帯の全員が、令和6年度住民税非課税または均等割のみ課税のいずれかである。
イ 世帯の全員が、令和6年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。
(注) 住民税における取扱いとして、扶養を受けているかわからないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。
ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。
- ② 世帯の中に、令和6年度住民税所得割が課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ③ 令和5年度住民税非課税世帯への給付金(7万円)または令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への給付金(10万円)の支給対象となった世帯(未申請・辞退を含む)ではありません。
- ④ 給付金の支給要件の該当性等の審査等をするため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや、必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ⑤ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑥ この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金の請求書
- ⑦ 市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払いが完了せず、かつ、令和6年11月15日までに、市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意します。
- ⑧ 給付金の支給後、この申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

①～⑧を確認したうえで、誓約・同意する場合にチェックしてください
(チェックがないと支給できません)

6 添付書類

以下の書類を、漏れのないよう返信用封筒に入れて、返送してください。
代理人が申請する場合などの特段の事情がある場合はご連絡ください。

- 『申請・請求者(代理人)の本人確認書類の写し(コピー)』
※ マイナンバーカード(表面)、運転免許証、健康保険証、年金手帳、介護保険証、パスポートなど。いずれか1点。
代理人が手続きする場合は、申請・請求者分のほか代理人分も必要です。
- 『振込(受取)口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※ 通帳やキャッシュカードなど(金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分)をご用意ください。
- 令和6年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和6年度住民税課税状況を証明できる書類の写し(コピー)』
※ 令和6年1月1日時点の住所が東根市にない方全員分(ただし、2に個人番号(マイナンバー)の記載があれば不要)
- 『代理人の世帯主との関係を証明できる書類の写し(コピー)』
※ 戸籍謄本、登記事項証明書、裁判所が決定した旨が確認できる書類など。代理人と世帯主が同一世帯の場合は不要。
- その他 ※ 配偶者等からの暴力を理由に住所を移せない人が申請する場合など、特段の事情がある場合は、別途書類が必要ですので、市役所 総合政策課 政策推進係(Tel42-1111(内線3150、3151))にお問い合わせください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや提出書類の不備はありませんか。(チェック漏れや提出書類の不備がある場合、給付を受けられません)

本申立ての内容に相違ありません。

令和6年

10月

1日

申請者氏名

東根 太郎

最後に、日付の記入、署名をしてください